

平成31年 2月22日

(仮称) 鈴鹿PAスマートIC周辺
土地区画整理組合設立準備会
会長 上田 正光 様

四日市市長 森 智 広



(仮称) 鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業に係る簡易評価書に対する意見について

平成30年11月9日に提出のあった(仮称)鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業に係る簡易評価書について、三重県環境影響評価条例第38条の6第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

全般

本簡易的影響評価の予測結果を前提とした開発を行うとともに、各誘致企業による建設時及び供用時における環境影響配慮を促すものとし、特に企業立地後の環境負荷が本簡易評価における予測結果を上回ることがないように配慮すること。

大気環境

工事に用いる車両については、自動車NO_x・PM法に基づいた最新の排出ガス基準に適合した車両を使用すること。

水質

土地の造成及び供用時の事業活動に伴う排水並びに降雨時の雨水排水については、内部川に流入する計画であるが、仮設沈砂池及び調整池については、最近の集中豪雨にも対応できる十分な容量を見込んだ設計とすること。

その他

本事業に伴う森林伐採により、陸生動物の生息地が減少し、獣害による農作物等への影響が懸念されることから、被害ができる限り少なくなるように配慮すること。

本事業では、各誘致企業の立地に際して環境保全措置を盛り込んだ協定を締結する計画であるとのことであるが、協定締結に際しては、水質や悪臭の発生抑制に関し法令の遵守に限らずさらなる低減に向けた環境配慮を求める内容とすること。